

運輸安全マネジメントに関する取り組み

2025年5月

京福バス株式会社

京福バスでは、輸送の安全を確保するために、以下のとおり全社役職員が一丸となり取り組みでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針（安全方針）

- （１）社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保を行う組織体制の整備に努めるとともに、現業における安全に関する実際の状況や関係者からの情報を十分に踏まえつつ、全ての役員及び従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる役割を負います。
- （２）社長及び役職員は、全従業員に対し各々の職責を果たしかつ組織的に連携して業務を遂行させることにより、運輸の安全に関する計画の策定、実行、評価、改善を確実にすることを、事業運営上の方針として定めます。
- （３）輸送の安全に関する情報については、適正に公表いたします。

輸送の安全の関する重点施策

- （１）輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。
- （２）輸送の安全に関する費用支出及び投資を優先的かつ効率的に行うように努めます。
- （３）輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- （４）輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
- （５）輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施いたします。

2. 2024年度の輸送の安全に関する目標と達成状況

事故発生総件数 27件以内

事故総件数は48件となり達成することができませんでした。事故の内訳は以下のとおりです。

有責事故	36件	他責事故	12件
------	-----	------	-----

(有責事故の内訳)

事故の内容	実績
人身事故	1件
物損事故	35件
健康起因	0件

2024年度の事故発生総件数は46件となり、前年より3件増加しました。特に電柱や車止めポール等の接触した単独事故が増加し、課題の残る結果となりました。

2025年度の目標は、過去3年間の平均有責事故件数1割減の28件以内とし、2024年度の結果を踏まえて安全に向けた取り組みを実施し、再発防止に努めます。

3. 自動車事故報告規則第2条に該当する事故の統計

事故の内容	実績
重大事故（第3号）	0件
健康起因（第9号）	0件
車両故障（第11号）	0件

4. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 安全に関する会議の実施

- ・安全マネジメント委員会（毎月）
- ・監督者会議（毎月）
- ・安全衛生委員会（毎月）

(2) 各種安全運動の取り組み

- ・交通安全運動啓発活動（年4回）
- ・車内事故防止キャンペーン（7月）
- ・輸送等に関する安全総点検（年末年始）

(3) 経営トップによる職場巡回

- ・経営トップおよび安全統括管理者による営業所巡回（年3回）

(4) 早朝点呼の立会指導

- ・営業所および駐泊地（隔月）

(5) 街頭指導

- ・福井駅西口、丸岡バスターミナル等、主要バス停留所のりば（年4回）

(6) 整備技術員による日常点検の立会指導

- ・全営業所（年4回）

(7) 輸送の安全に関する投資

- ・教育・研修（適性診断受診、クレフィール湖東安全運転講習、国土交通省認定セミナー等）
- ・健康保全対策（インフルエンザ予防接種、S A S簡易検査、眼底・眼圧検査、ストレスチェック等）

5. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

(資料1「安全管理体制」及び2「事故災害報告連絡体系図」のとおり)

6. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

(1) 全職員教習

安全意識向上のための社内全員教習を実施しました。

(2) 運行管理者、指導運転士教習

運転士とは別に、運行管理者、指導運転士に対して、法令に関する教育をはじめ、管理者として必要な知識習得のための教習を実施しました。

(3) 運転士教習

全運転士およびガイドを対象に、「安全運行・健康管理・接客接遇」に関する教育を実施しました。

福井県バス協会が開催する乗務員教習を受講させました。

事故発生者は別に特別教習を行いました。

(4) 小グループ教習

運転士に指導項目及び直近の情報をきめ細かく共有するために、運行管理者・指導運転士による「小グループ教習」を実施しました。

7. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

京福電気鉄道株式会社監査室による内部監査結果を経営トップおよび安全統括管理者に報告しています。

結果の主な内容は以下のとおりです。

1. 経営トップおよび安全統括管理者がリーダーシップを発揮し、安全最優先の下、安全管理体制の確立及び改善に向け、安全の確保と事故の未然予防に取り組まれていることを確認しました。経営トップは、各施策への関与による実施を指示し、安全統括管理者は経営トップとの緊密な連携による安全重点施策の実行等、両者がPDCA サイクルの実践による目標達成に向けて主体的かつ積極的な関与と部下への指導を実践されていることを評価します。

2. 事故削減と法令順守について

①担当仕業変更等による事故防止（昨年的大幅減便時の事故増加に即した対策）

- ・今後の担当仕業変更の実施の際には、管理職・運行管理者層が安全運行に対する意識と自主性を持ち、出発前点呼指導、無線による定期連絡の実施等、運転士に配慮した個別指導（確認）方法及び危険箇所や注意事項等の周知確認方法を整えて頂くようご検討ください。

②バック事故の抑止（安全重点施策）

- ・未だバック手順の不徹底や確認の甘い事例や横着による斜めに入れ後退等が散見されるなど、十分な効果が現れていないため、要注意者を優先したドラレコ確認や添乗指導、全職員教習や個人面談等の諸取組を継続して実施され、経営トップ及び安全統括管理者から直接注意喚起を図るなど、さらなるバック手順の浸透を推進してください。

③各種事故の未然防止（高齢運転者事故・自然発車事故・乗客車内置き去り）

- ・高齢運転手の身体機能低下に起因する事故、長年の経験からの馴れによる漫然な運転操作による事故を防止するため、運行管理者による適齢診断結果の確認に加

え、添乗時や点呼時のより慎重な運転指示・指導を行い、高齢者による事故の未然防止に取り組んでください。

- ・新人運転士の増加によるケアレス事故が増加傾向にある中、今回の自然発車事故も経験年数が浅く、「輪止め」の実施徹底が不十分であったことにも起因することから、新人運転士を含む全運転士に対する基本動作の励行とルール遵守の再徹底と指導を実施してください。
- ・乗客置き去り事案（重点項目の法令順守項目）の再発防止に向けた、諸対策を継続実施中です。ついては、経営トップ、安全統括管理者及び管理監督者と運転士全員が連携を維持し、これらの諸対策が有効かどうかの再検証と周知徹底のための教育・指導方法等をご検討ください。

3. ヒヤリハット体験を活用した事故防止活動について

④ヒヤリハット情報の提出促進と活用

- ・前年に賞与査定項目にヒヤリハット報告提出数を入れた効果が運転士の意識向上に寄与し、提出数が増加しています。ヒヤリハット情報提出数のさらなる促進と事故削減、予防等を目的とした収集データの運転業務への活用（ハザードマップのアップデート等）のための役割分担や組織体制の構築をご検討ください。

8. 安全管理規程

（資料3「安全管理規程」のとおり）

9. 安全統括管理者

当社で選任した安全統括管理者は下記のとおりです。

取締役 若吉 誠一郎

貸切バス初任運転者に対する安全運転の実技指導について

京福バス株式会社

「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示1089号)により、一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について、次のとおり公表します。

1. 教習実施時期

乗合運転者が貸切兼務するために、貸切運転者として選任されるまでの期間実施

※当社では、入社後乗合運転者として採用しており、経験を重ねてから貸切運転者として選任しております。

2. 教習使用車種区分

大型貸切車両

3. 初任運転者に対する特別な指導内容

(1) 座学教習(10時間以上)

- ①事業用自動車の安全な運行に関する基本的事項
- ②事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- ③運行の安全及び旅客の安全を確保するため留意すべき事項
- ④危険の予測及び回避
- ⑤安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
- ⑥ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正

(2) 安全運転の実技(ハンドル時間20時間以上)

- ①実際に運行する可能性のある経路(市街地、隘路、山道、高速道路等)

4. 主な実施ルート

- 1日目 福井県嶺北(主要観光地)および石川県白山(山間部)
- 2日目 福井県嶺北および石川県小松(主要観光地)
- 3日目 福井県嶺南および滋賀県米原(主要観光地、高速走行)

5. 指導者等

(1) 営業所長

- ①福井営業所長(貸切乗務経験13年、指導経験10年)

②坂井営業所長兼加賀営業所長（貸切乗務経験 33 年、指導経験 5 年）

（2）指導運転士

①福井営業所貸切班（貸切乗務経験 17 年、指導経験 4 年）

②加賀営業所（貸切乗務経験 2 年、指導経験 2 年）

（3）営業所長が指名した者

①福井営業所貸切班運転者（貸切乗務経験 4 年～20 年）

②運行管理者（貸切乗務経験 2 年～19 年）※貸切乗務経験者のみ